

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成24年2月13日

【四半期会計期間】 第73期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社エスライン

【英訳名】 S LINE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 山 口 嘉 彦

【本店の所在の場所】 岐阜県羽島郡岐南町平成4丁目68番地

【電話番号】 (058)245-3131

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 村 瀬 博 三

【最寄りの連絡場所】 岐阜県羽島郡岐南町平成4丁目68番地

【電話番号】 (058)245-3131

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 村 瀬 博 三

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第72期 第3四半期 連結累計期間	第73期 第3四半期 連結累計期間	第72期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
営業収益	(百万円)	30,946	30,417	41,348
経常利益	(百万円)	463	302	761
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失()	(百万円)	81	266	208
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	59	303	194
純資産額	(百万円)	14,528	14,879	14,743
総資産額	(百万円)	28,807	27,860	28,484
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失金額()	(円)	3.81	12.69	9.74
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	48.3	51.2	49.6

回次		第72期 第3四半期 連結会計期間	第73期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	10.99	16.94

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 「営業収益」には、消費税等は含まれておりません。

3 第72期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4 第73期第3四半期連結累計期間および第72期の「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。また、第72期第3四半期連結累計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については1株当たり四半期純損失であり、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災による景気停滞から徐々に企業の生産活動の回復が見られたものの、欧州債務問題などによる海外経済の減速や、歴史的な円高の長期化などにより回復のペースは大幅に鈍化し、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要な事業であります物流関連業界におきましては、このような経済環境のもと、企業の生産活動の復旧に伴い貨物量は徐々に回復傾向にあるものの、貨物獲得競争による輸送単価の下落や、お客様からの物流経費の見直し要請、更には軽油価格の高止まりなど、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、お客様が求められる物流ニーズに的確にお応えするために、グループ各社の得意とする業務分野で機動力を発揮するとともに、担当分野で培った物流ノウハウや施設を当社グループ全体で共有して、より質の高い物流サービスを提供するために、当社グループの総合力を結集して取り組んでまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、営業収益304億17百万円（前年同期比1.7%減）、営業利益1億94百万円（前年同期比46.1%減）、経常利益3億2百万円（前年同期比34.8%減）、四半期純利益2億66百万円（前年同期は81百万円の四半期純損失）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

[物流関連事業]

物流関連事業の主な事業収益は、貨物自動車運送事業、倉庫業、自動車整備事業、情報処理サービス業、損害保険代理業などであり、

貨物自動車運送事業のうち、当社グループの主力であります特別積合せ部門では、貨物輸送量減少による配送効率の低下、燃料費や中継料の増加、更には、お客様からの物流経費の削減要請なども重なり、非常に厳しい状態が続いております。家電配送部門においても、地デジ化移行の完了を機に、家電の配送・セッティング業務が急激に減少いたしました。

このような状況のなか、昨年夏前からいち早く取り組んだ東日本大震災で被災された方々への物資配送業務（個人宅毎の品揃えから宅配及び据付作業まで）が高く評価されことにより、年末にかけて官民各所からの依頼を受けて、冬用の家電製品をはじめ生活必需品の配送支援業務に協力するなど、お客様の要請に的確にお応えする物流サービスに積極的に取り組んでまいりました。

この結果、物流関連事業の営業収益は299億19百万円（前年同期比1.8%減）、セグメント利益（営業利益）は5億66百万円（前年同期比26.9%減）となりました。

[不動産関連事業]

不動産関連事業につきましては、エスライングループ各社にて保有している遊休資産の有効活用を図るために、外部への賃貸事業を営んでまいりました。

この結果、不動産関連事業の営業収益は2億90百万円（前年同期比11.1%増）、セグメント利益（営業利益）は1億37百万円（前年同期比50.7%増）となりました。

[その他]

主に、旅客自動車運送事業を営んでおります。岐阜地区の高校や大学の通学バスを中心とした定期運行に加えて、冠婚葬祭時の送迎や学校の長期休暇時のサークル活動、さらには地域グループの行楽などの要請に応え、安全と安心を第一に、引き続き地域に密着した運行を行ってまいります。

この結果、その他の営業収益は2億7百万円（前年同期比1.9%減）、セグメント利益（営業利益）は30百万円（前年同期比3.4%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間の連結資産合計は278億60百万円となり、前連結会計年度比6億24百万円減少しております。この主な要因は現金及び預金の減少、固定資産の減価償却による減少と建物・土地の取得による増加であります。

また、連結負債合計は129億80百万円となり、前連結会計年度比7億59百万円減少しております。この主な要因は借入金の減少、法人税の法定実効税率の変更による繰延税金負債の減少であります。

連結純資産合計は148億79百万円となり、前連結会計年度比1億35百万円増加しております。この主な要因は四半期純利益による増加と配当金の支払による減少であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値の源を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続して確保し向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社株式の自由な売買は株主の皆様には保障された当然の権利であり、また、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであります。

また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案またはこれに類似する行為がなされた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではなく、これに応ずるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近時、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様には株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、多数の投資家の皆様には長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、昭和13年に設立された「岐阜トラック運輸株式会社」を前身とし、以来、貨物運送事業を中心として、全国配送に向けた輸送路線網の拡大、第一次高度成長期には大量高速輸送時代に先駆けたトレーラー輸送の開始、全国の中堅輸送業者10社によるSライン日本グループによる全国輸送ネットワーク体制の確立、業界初のオンラインシステム（スリーエスシステム）の稼働、フランチャイズシステムによる宅配ネットワークの結成、子会社化方式による個々の荷主さんの要望に見合った輸送周辺領域業務の取組み等、お客様の様々なニーズにお応えすべく注力してまいりました。平成18年10月には、グループ体制の更なる発展と結束力の強化、各事業会社の迅速な意思決定と環境変化に伴う機動的かつ柔軟な対応、戦略的かつ明確な経営体制の整備と収益力の向上を図るために純粋持株会社体制に移行し、(株)エスラインとして新たな体制をスタートさせております。当社は、この体制移行により、特色のある22のグループ会社を傘下に有し、運送事業、物品販売事業、情報処理事業、自動車整備事業等、輸送事業とその関連周辺分野を中心とした事業領域において、機動的かつ柔軟に総合力を発揮することが、当社グループ全体の経営資本と管理の効率化を推進し、利益体質を高め企業価値の向上につながるものと考えており、ワンランク上の総合物流企業となることを目指して注力しております。

< 当社の経営理念 >

当社は、昭和13年の創業以来、

「和」	社は「和」のもと、労使一体の全員経営により輸送の使命を果たしてみんなの幸せを追求する。
「法の精神」	国内の法または関係法令およびその精神を遵守し、オープンでフェアな企業活動を通じて社会から信頼される企業を目指す。
「社会貢献」	地域に密着した企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する。
「環境と顧客優先」	環境に配慮した物流企画の提案と輸送品質の向上に努め、お客様に満足して頂ける物流を提供する。
「全員参加」	全社員が職務に応じて企業の運営を分担する全員経営により、対話と活力に満ちた企業風土をつくる。

を経営の基本理念として掲げ、株主の皆様をはじめ取引先、社員、地域社会等ステークホルダーとの深い信頼関係に基づき、着実に事業の発展に注力してまいりました。

持株会社のもと、当社グループは引き続き、創業の精神を受け継ぎ、『お客様が一番』の価値観を共有し、地域に密着した輸送およびその関連業務の取り込みに向け、積極的に提案営業を展開し、事業会社各社がそれぞれの業務分野を分担しながら有機的に連携することにより、一層の企業価値の安定的な向上に向けて注力してまいります。

< 当社の中期経営戦略 >

当社グループは、中期的な経営戦略において以下の具体的な取組みに注力しております。

(a) 経営効率化の推進

- (イ) 支店・センターの統廃合を行い、必要なエリアに適正な店舗を配置することにより、経営の効率化を一層推進する。
- (ロ) 利益確保に向けた数字的取組みの強化と予算意識の徹底を図るため、エスライン経営管理システム（通称：S K K S）の定着を図る。

(b) 事業領域の再編と拡大

(イ) 貨物自動車運送事業（特別積合せ）分野の再編

- 1) 小口貨物輸送の概念（午後集荷～夜運行～翌日午前配達）を撤廃した、小口貨物の新ビジネスモデルを構築する。
- 2) 運行車（長距離車両）の積載効率アップ（満載主義の徹底）のために到着・発送バランスを考慮した運行コースの見直しおよび再編を図る。
- 3) 集配車（市内集配車両）の配送効率アップのために、自社・傭車の配車エリアを見直し、時間帯や物量に応じた集配コース（ルート）を再編する。
- 4) 配達物量と集荷物量のバランス等、作業実態に応じた勤務時間帯の見直しを行い、必要な時間帯に必要な人員を投入し作業の効率化を図る。

(ロ) 家電等の専門輸送分野における拡大

- 1) 営業担当者の営業活動を強化し、お客様別に適した物流システムの対応と提供を図り、専門輸送の差別化を一層推進する。
- 2) 電気保安技術者等の有資格者の採用と育成を図る。

(ハ) 流通加工サービス等付加価値物流の強化

お客様ごとに異なった物流サービスを提供することにより3 P Lや保管収入の一層の確保を図り、一貫物流による収支改善を図る。

当社は、当社グループ総力をあげたこれらのさまざまな取組みが、株主の皆様をはじめ取引先、社員、地域社会等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値向上ひいては株主共同の利益につながるものと確信し、今後も企業の安定的な発展と株主の皆様のご期待に応えられる経営を目指して推進してまいります。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年6月29日開催の定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして導入しておりました、「当社株式の大規模買付行為への対応策」（買収防衛策）について、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、従前の買収防衛策の一部を変更（変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、継続することについて、株主の皆様にご承認をいただいております。

その概要は以下のとおりであります。

(a) 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

(b) 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）または、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後大規模買付行為を開始するというものです。

(c) 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

(d) 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度及び手続

対抗措置を講ずるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。

対抗措置をとる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。

(e) 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、平成26年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含む）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとしてします。

本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みであり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(a)買収防衛策に関する指針の要件を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること(b)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること(c)株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること(d)独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を尊重するものであること(e)デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	59,013,000
計	59,013,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,753,993	21,753,993	名古屋証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は1,000株 であります
計	21,753,993	21,753,993		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年12月31日		21,753		1,938		2,812

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 902,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,697,000	20,697	
単元未満株式	普通株式 154,993		
発行済株式総数	21,753,993		
総株主の議決権		20,697	

(注) 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式777株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エスライン	岐阜県羽島郡岐南町 平成4丁目68番地	902,000		902,000	4.14
計		902,000		902,000	4.14

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,794	2,032
受取手形及び営業未収入金	1, 2 5,296	1, 2 5,308
貯蔵品	53	59
繰延税金資産	37	76
その他	286	389
貸倒引当金	11	6
流動資産合計	8,456	7,861
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,336	5,121
機械装置及び運搬具（純額）	1,221	1,117
土地	10,251	10,616
リース資産（純額）	124	92
建設仮勘定	-	191
その他（純額）	99	81
有形固定資産合計	17,033	17,220
無形固定資産	595	501
投資その他の資産		
投資有価証券	1,264	1,143
繰延税金資産	143	217
その他	1,010	939
貸倒引当金	18	23
投資その他の資産合計	2,399	2,277
固定資産合計	20,028	19,999
資産合計	28,484	27,860

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	2 4,413	2 4,166
短期借入金	1,190	830
1年内返済予定の長期借入金	495	413
未払法人税等	212	61
賞与引当金	226	199
役員賞与引当金	10	7
設備関係支払手形	26	1
その他	601	929
流動負債合計	7,176	6,609
固定負債		
長期借入金	357	448
繰延税金負債	2,186	1,957
退職給付引当金	2,998	3,042
役員退職慰労引当金	177	176
資産除去債務	203	187
負ののれん	90	55
その他	549	504
固定負債合計	6,564	6,371
負債合計	13,740	12,980
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,938	1,938
資本剰余金	2,812	2,812
利益剰余金	9,406	9,567
自己株式	115	174
株主資本合計	14,043	14,145
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	81	114
その他の包括利益累計額合計	81	114
少数株主持分	618	619
純資産合計	14,743	14,879
負債純資産合計	28,484	27,860

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
営業収益	30,946	30,417
営業原価	29,370	29,015
営業総利益	1,575	1,401
販売費及び一般管理費	1,215	1,207
営業利益	360	194
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	22	28
受取賃貸料	28	20
負ののれん償却額	36	35
持分法による投資利益	-	6
その他	41	43
営業外収益合計	131	134
営業外費用		
支払利息	17	12
持分法による投資損失	1	-
売上割引	3	4
債権売却損	6	6
その他	0	3
営業外費用合計	28	26
経常利益	463	302
特別利益		
固定資産売却益	23	26
補助金収入	31	4
その他	1	1
特別利益合計	56	32
特別損失		
固定資産除売却損	20	65
減損損失	3	0
投資有価証券評価損	170	173
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	111	-
その他	27	0
特別損失合計	334	238
税金等調整前四半期純利益	185	96
法人税等	266	174
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	80	271
少数株主利益	1	4
四半期純利益又は四半期純損失()	81	266

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	80	271
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	63	32
繰延ヘッジ損益	43	-
その他の包括利益合計	20	32
四半期包括利益	59	303
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	59	299
少数株主に係る四半期包括利益	0	4

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
<p>税金費用の計算</p> <p>当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。</p>

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)</p> <p>第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p>
<p>(法人税率の変更等による影響)</p> <p>平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する連結事業年度より法人税率が変更されるとともに、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する連結事業年度においては、復興特別法人税が課税されることとなりました。これに伴い、平成24年4月1日から開始する連結事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率が39.8%から37.2%に変更されております。また、平成27年4月1日から開始する連結事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率が34.8%に変更されております。</p> <p>この結果、当第3四半期連結会計期間末における繰延税金負債の金額が2億42百万円減少し、法人税等が2億34百万円減少しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<p>1 受取手形裏書譲渡高 45百万円</p> <p>2 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、連結子会社の期末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。</p> <p style="margin-left: 20px;">受取手形 14百万円</p> <p style="margin-left: 20px;">支払手形 15百万円</p>	<p>1 受取手形裏書譲渡高 30百万円</p> <p>2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、連結子会社の第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休業日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。</p> <p style="margin-left: 20px;">受取手形 60百万円</p> <p style="margin-left: 20px;">支払手形 10百万円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）および負ののれん償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	1,150百万円	1,040百万円
負ののれん償却額	36百万円	35百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	106	5	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	105	5	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	物流関連 事業	不動産関連 事業	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	30,473	261	30,734	211	30,946		30,946
セグメント間の内部 営業収益又は振替高							
計	30,473	261	30,734	211	30,946		30,946
セグメント利益	774	90	865	29	895	534	360

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、バス事業を含んでおります。
 2 セグメント利益の調整額 534百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社および㈱エスラインギフの総務部門等管理部門に係る費用であります。
 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	物流関連 事業	不動産関連 事業	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	29,919	290	30,210	207	30,417		30,417
セグメント間の内部 営業収益又は振替高							
計	29,919	290	30,210	207	30,417		30,417
セグメント利益	566	137	703	30	734	539	194

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、バス事業を含んでおります。
 2 セグメント利益の調整額 539百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社および㈱エスラインギフの総務部門等管理部門に係る費用であります。
 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()	3円81銭	12円69銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額() (百万円)	81	266
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額() (百万円)	81	266
普通株式の期中平均株式数 (千株)	21,369	21,019

(注) 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。また、前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月13日

株式会社エスライン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 光明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 豊田 裕一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩田 国良 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスラインの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エスライン及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。